

消費生活論

第2講 「1960・1970年代の消費者事件」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

第2講 「消費者問題とは何かを知る」

【目的】

過去の消費者事件と時代背景を知り、そのつながりを考える。

【学修到達目標】

- ・ 1960年代の消費者事件と時代背景を説明できる。
- ・ 1970年代の消費者事件と時代背景を説明できる。

1-3 消費者事件の多発

1. 欠陥商品、不当表示、物価の問題

1960年代の消費者事件

(1) 欠陥商品の問題

- * 1962年 「サリドマイド事件」 鎮静剤、睡眠薬、つわりの治療薬として服用した妊婦から奇形児が生まれた。日本では1,200人の赤ちゃんに、奇形をもたらした。
- * 1968年 「カネミ油症事件」 米ぬか油の製造過程でPCB=ポリ塩化ビフェニル（カネクロール400）が混入し、食べた人が皮膚や内臓に障害を起こした。1969年に確認された人は1,001人、1990年で1,862人である。
- * 1969年 「欠陥車問題の発生」 ブレーキの故障による事故
- * 1971年 「クロロキン事件」 腎炎治療薬として販売されたクロロキンによる網膜症
- * 1972年 「スモン事件」 整腸剤として販売されたキノホルム剤が原因



メーカーを相手に訴訟

勝訴、敗訴、和解 ⇒ 長期に渡った

食品衛生法⇒ 認められている食品添加物



ズルチン・チクロ（合成甘味料）、AF2（フリルフラマイド・合成殺菌料）

安全性に問題があるとして、使用禁止運動を進めた



禁止された

指定添加物	466品目	令和2年6月18日改正まで記載
既存添加物	357品目	令和2年2月26日改正まで記載
天然香料	約600品目	
一般飲食物添加物	約100品目	

(2) 不当表示の問題

「ニセ牛缶事件」

「ジュースの不当表示」 無果汁飲料がジュースと表示 当時は認められていた
主婦連の主張は社会的には指示されルールはあらためられた。

(3) 物価問題

高度経済成長とともに消費者物価が上昇した⇒ 値上げ反対 公共料金値上げ反対

2. 消費者行政の展開

1961年 国民生活向上対策審議会(国民生活審議会の前身)発足

1962年 アメリカのケネディ大統領「消費者の権利」宣言

1963年 農林省、消費経済課設置

1964年 通産省、消費経済課設置

1965年 経済企画庁、国民生活局設置

1968年 消費者保護基本法制定

1969年 地方自治法改正され、「消費者保護」が地方自治体の事務と規定。

地方自治体では、消費者行政を専管する部局や消費生活センターの設置進む

1970年 国民生活センター設立

1-4 消費者問題の多様化・複雑化 ～1970年代を中心にして

1970年代 二度の石油危機 経済は安定成長に移行する時期
欠陥商品 物価の問題 + 取引（契約）をめぐる事件

物価問題

1970年 「カラーテレビ二重価格事件」 海外価格差 ダンピング（不当廉売）



全地婦連中心 不買（買い控え）運動

1973年 第一次オイルショック 「狂乱物価」 石油業界のヤミカルテル

1. 消費者取引をめぐる消費者事件

(1)ブリタニカ英語百科事典事件、悪質商法

1970年 強引な販売方法

日本消費者連盟創立委員会⇒ ブリタニカ日本支社の社長を詐欺罪で告訴
公正取引委員会に不当表示があると申告



一定金額を購入者に支払うことで決着

よい商品でも強引な売り込みは消費者の利益を侵害する

1972年 **クーリング・オフ**を最初に採用した割賦販売法の改正

* 分割払いの訪問販売に限定

* 期間は4日間（現在8日間）

悪質な消火器訪問販売、ネズミ講、マルチ商法などが問題



1976年 訪問販売、通信販売、マルチ商法を規制する「**訪問販売法**」制定

1978年 「**ねずみ講防止法**」制定

クーリング・オフ制度を拡大

→ 2000年「特定商取引法」

さまざまな販売方法⇒無店舗販売 特殊販売←「立替払契約」というクレジット伴う販売

(2) 「サラ金」問題

1970年代後半 サラリーマン金融問題

過剰融資、高金利、過酷な取り立て → 自殺、夜逃げ、犯罪・・・

↓ なかなか立法化しなかった

1983年 「貸金業規制二法」成立 → 2006年「貸金業法」に改称

大きな社会問題

(3) 豊田商事事件、高齢者被害

豊田商事事件

1980年代 「豊田商事事件」発生 「金のペーパー商法」

被害者 60歳以上の高齢者 6割以上 被害総額 1,100億円以上

高齢者被害「悪質商法」

「靈感商法」「開運商法」 手元に置くと運が開ける壺、印鑑など

「海外先物取引」「抵当証券商法」「利殖商法」「資産形成取引」など

高齢者がターゲット

2. 取引被害を深刻にするクレジット・ローンの普及

↓
未成年・高齢者(社会経験の乏しい、判断能力の乏しい者)← トラブルに巻き込まれる
クレジットやローンが絡んでくる

↓
手元に資金がなくても高額な取引(契約)がサイン1つで簡単にできる

↓
被害がわかった時には被害額は高額になっている

↓
借金のための借金を繰り返す(多重債務) P13コラム 多重債務

↓
返済能力を超えている場合、生活が破たんする

3. 消費者取引関連の法律の増大～「後追い立法」～

70年代・80年代の消費者取引関連の主要な法律 P13表

1972年	改正割賦販売法	公布	(クーリング・オフ導入)
1976年	訪問販売法	公布	(現在は特定商取引法)
1978年	ネズミ講防止法	(無限連鎖講防止法)	公布
1982年	海外先物取引規制法	公布	
1983年	貸金業規制法2法	(改正出資法と貸金業規制法[現在	貸金業法])
1986年	預託法	(特定商品等の預託等取引契約に関する法律)	公布

特徴

- ① 大きな事件が発生しないと法律が制定されたり改正されたりしない「後追い立法」
 - ② 行政官庁が使う法律が圧倒的に多い 消費者が活用できる法律はクーリング・オフくらい
- 1990年代以降、消費者が使う法律が増える

P14コラム 80年代までの消費者関連法の特質
P15 「民事ルール」とは

消費者問題は、「安全性」「表示」「取引」の3分野に分かれる



命と健康に関わる重要なもの

- 例
- * こんにゃくゼリーの窒息事件(1995)
 - * ガス瞬間湯沸器一酸化炭素中毒事件(2006)
 - * 中国製冷凍餃子中毒事件(2008)

民事ルールとは

公法と私法

公法⇒ 国・地方公共団体と国民・住民の間に関係を定めたもの
憲法、行政法、刑事法

私法⇒ 私人同士の間ルール（個人同士・企業同士・消費者・事業者間のルール）
基本的原則を定めるのは「民法」 商法、消費者契約法、製造物責任法など

- ・どのような場合に相手に損害賠償を請求できるのか？
- ・結んだ契約をどのような場合に解消できるのか？ など

課題

1960年代・1970年代の消費者事件や問題をまとめなさい。